

うぶやまむらのうそんかっせいかけいかく  
産山村農村活性化計画

熊本県産山村

平成21年1月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	産山村農村活性化計画		
都道府県名	熊本県	市町村名	産山村
		地区名(※1)	産山
		計画期間(※2)	平成20年度から平成22年度

## 目 標 : (※3)

産山村(産山地区)においては、現在進めている国営大野川農業水利事業による畑地かんがい整備等により、農業後継者や新規就農者が積極的に農業に取り組める条件を整える一方、就農に必要な研修施設による農業技術の段階的習得を可能にし、スムーズな就農による定住を促進することで、毎年6.59%程度の定住人口の確保を目指します。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要:

産山村(産山地区)は、熊本県の最北東部で阿蘇外輪山と久住山の間位置する標高500mから1,000mの高原型農山村です。古くから稲作、畜産、高冷地野菜等の農業を中心に営農がなされてきましたが、近年、冷涼な気候風土を活かした施設園芸等による軟弱野菜の栽培に取り組む農家が増加し、将来的な農業従事者の高齢化が推測されることから、今後も施設園芸を経営の主幹とした営農スタイルが地域農業の代表的な形になるものと考えます。現在、国営大野川農業水利事業が進められ畑地約50haにかんがい施設を整備中であり、また、遊休・耕作放棄農地の解消や農業後継者の確保等の施策も併せて行っています。

### 現状と課題

産山村(産山地区)の農地は、地理的条件により土地生産性が低く(県平均 87千円/10aに対し阿蘇地域平均 40千円/10a)、また経営規模からみても耕作面積50a以下の零細農家が大半であることから、農業所得の低下、農業者の高齢化・後継者不足が進み、農業従事者の減少が著しい状況にあります。近年では高冷地を活用した雨よけハウスによる軟弱野菜等の栽培普及により、Uターンする園芸農家の後継者がみられるようになってきました。しかしながら、農業従事者の高齢化・後継者不足や遊休農地の解消などの課題が山積している農業農村にとって、地域の発展のための課題解決には、まだまだ地域の担い手確保が必要な現状です。

### 今後の展開方向等(※4)

産山村(産山地区)は、農業従事者の高齢化や後継者不足が進み、地域の活力が低下しつつあります。これらの課題に対し、平成20年10月に新規就農者受入れ事業としての「新規就農者受入れ協議会」を立上げ、今後就農者の募集を開始し、課題対策事業として継続的に取り組みます。就農の受入れ母体となる協議会と1次居住となる就農研修施設とが連動し、研修施設における農業技術等の習得が可能となること、また、本年度実施している戦略的畑地農業振興支援事業による農地情報(貸借等可能農地情報)の収集によりスムーズな就農が実現されること等で、遊休農地・耕作放棄地の解消、定住促進につながります。また、農村で暮らすことで心の豊かさが享受されることにより、人が地域が元気になり、さらなる農村の活性化が期待できます。

### 【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。  
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
産山村	産山	就農研修施設(新規就農者技術取得管理施設)	産山村	有	イ	
産山村	産山	連絡農道(連絡農道)	産山村	有	イ	
産山村	産山	農林漁業体験滞在施設(農林漁業体験施設)	産山村	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
産山村	産山	産山村新規就農者受入れ事業	産山村	無	募集・審査・営農指導等のソフト事業
産山村	産山	戦略的畑地農業振興支援事業	熊本県土地改良連合会	無	農地の情報収集作業

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
産山村・阿蘇市・竹田市	大野川上流	国営大野川上流農業水利事業	国(農林水産省)	産山村受益面積321ha
産山村・阿蘇市	阿蘇やまなみ	県営中山間地域総合整備事業	熊本県	上記国営受益地の末端かんがい事業他

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

阿蘇東部農業開発推進協議会(産山村・阿蘇市・熊本県で構成)で実証展示圃を設置し水利用による高収入作物等の導入等の畑地営農推進を図っている。

#### 【記入要領】

※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

産山地区(熊本県産山村)	区域面積(※2)	6,072ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該区域の総面積6,072haのうち農林地面積は5,520haで全体の91%を占めるとともに、当該区域の就業人口954人のうち農林業就業人口は407人で43%を占め農林業は重要な区域である。		
②法第3条第2号関係: 当該区域は高齢化が進み、H7年に23.8%であった高齢化率(65歳以上)が、H17年は33.1%に増加しており、活性化のためには、定住を進めることが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 当該区域には、市街地を形成している地区は含んでいない。		

#### 【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別業にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者			農地(※2)	市民農園施設
						氏名	住所		氏名	住所		市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし
------

#### 【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

産山村において、就農状況・定住状況を毎年確認し、検証する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
  - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
  - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。